

平成30年7月27日

各入札業者 様

伊賀建設事務所長

総合評価方式（土木一式工事）の地域貢献度評価について

伊賀建設事務所では、平成31年4月1日以降に公告を行う案件から、総合評価方式（土木一式工事）の地域貢献度評価のうち、地域維持型維持修繕業務委託元請実績における評価方法について、次のとおり評価方法を変更します。

1. 対象工事

発注業種：土木一式工事

総合評価方式の簡易型及び特別簡易型で発注する工事

2. 変更内容

別紙、「地域維持型維持修繕業務委託元請実績における評価方法の変更について」のとおり。

3. 適用日

平成31年4月1日以降に公告を行う案件から適用します。

なお、評価項目は追加、変更する場合がありますので、必ず各工事案件の入札公告を確認してください。

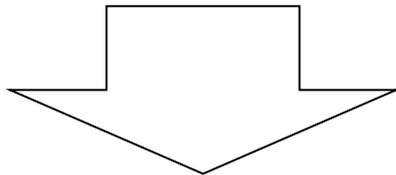
(別紙)

地域維持型維持修繕業務委託元請実績における評価方法の変更について

○現行

地域維持型維持修繕業務委託元請実績の有無を評価。配点は10点。

元請実績は、建設共同企業体の代表者を含む全ての構成員を評価の対象。



○変更 (平成31年4月1日以降に公告を行う案件から適用。)

地域維持型維持修繕業務委託 (雪氷業務) 元請実績と地域維持型維持修繕
業務委託 (小規模業務) 元請実績を各々評価。配点は各5点 計10点

元請実績は、建設共同企業体の代表者を含む全ての構成員を評価の対象。

ただし、乙型に関しては、地域維持型建設共同企業体協定書第8条に基づ
き、雪氷業務又は小規模業務が分担する業務に含まれない場合は、各々評価
の対象としません。